

令和3年5月

第2回稻城市議会臨時會議案

(5月14日開会
月 日閉会)

氏名



写

稲城市告示第66号

令和3年第2回稲城市議会臨時会を、下記のとおり招集する。

令和3年5月7日

稲城市長 高橋勝



記

1 期 日 令和3年5月14日

2 場 所 稲城市議会議場

3 付議事件

- (1) 常任委員の選任
- (2) 議会運営委員の選任
- (3) 多摩川衛生組合議会議員選挙
- (4) 東京都三市収益事業組合議会議員選挙
- (5) 南多摩斎場組合議会議員選挙
- (6) 東京たま広域資源循環組合議会議員選挙
- (7) 稲城・府中墓苑組合議会議員選挙
- (8) 第24号議案 稲城市教育委員会委員の任命について
- (9) 第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例等の一

部を改正する条例)

- (10) 第26号議案 専決処分の承認を求めるについて（令和3年度東京都稻城市一般会計補正予算（第3号））

第24号議案

稻城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和3年5月14日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稻城市教育委員会委員 澤谷香織が令和3年4月30日付けで辞職したことにより、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
三戸 美代子	世田谷区船橋2丁目24番10号	昭和44年1月30日

第25号議案

専決処分の承認を求めることについて（稻城市市税条例等の一部を改正する条例）

稻城市市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月14日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

別 紙

写

稻城市告示第39号

専 決 処 分 書

稻城市市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

稻城市長 高橋勝浩

稻城市市税条例等の一部を改正する条例

(稻城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稻城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理されたとき」とあるのは「提供を受けたとき」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。付則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第

27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第16項を削り、第17項を第15項とし、第18項を第16項とする。

付則第11条の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

付則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和5年度分」に改める。

付則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第12条の2中「（平成30年法律第3号）附則第22条」を「（令和3年法律

第7号)附則第14条」に改め、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

付則第13条の2第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について稻城市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年稻城市条例第8号）による改正前の稻城市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

付則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第14条中「同条第1項」を「付則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

付則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3

月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する

第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

付則第18条の5第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

付則第18条の9に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

付則第19条の2の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第19条の3中「（平成30年法律第3号）附則第22条」を「（令和3年法律第7号）附則第14条」に改め、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第20条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下の条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第22条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税に

あっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第28条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

(稻城市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 稲城市市税条例の一部を改正する条例（令和2年稻城市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、稻城市市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第1条のうち、稻城市市税条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第1条のうち、稻城市市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、稻城市市税条例付則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

付則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の稻城市市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の2第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った第1条の規定による改正前の稻城市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年6月6日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下の項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下の項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下の項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース

取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例付則第10条の2第16項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては平成30年6月6日以後、家屋及び構築物にあっては令和2年4月30日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和3年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、令和3年4月1日前に取得された3輪以上の軽自動車に対し

て課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第26号議案

専決処分の承認を求めるについて（令和3年度東京都稻城市一般会計補正予算（第3号））

令和3年度東京都稻城市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月14日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

別 紙

写

稻城市告示第64号

専 決 処 分 書

令和3年度東京都稻城市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年4月21日

稻城市長 高橋勝浩

令和3年度
東京都稻城市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度

東京都稻城市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度東京都稻城市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,261,280千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月21日

稻城市長 高橋勝浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国 庫 支 出 金		6,144,943	45,980	6,190,923
	2 国 庫 補 助 金	623,869	45,980	669,849
17 都 支 出 金		6,168,860	3,231	6,172,091
	3 委 託 金	285,843	3,231	289,074
歳 入 合 計		36,212,069	49,211	36,261,280

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3,263,857	3,655	3,267,512
	1 総 務 管 理 費	2,531,638	3,655	2,535,293
3 民 生 費		16,443,151	42,454	16,485,605
	2 児 童 福 祉 費	9,236,652	42,454	9,279,106
4 衛 生 費		3,466,249	3,102	3,469,351
	1 保 健 衛 生 費	2,024,858	3,102	2,027,960
歳 出 合 計		36,212,069	49,211	36,261,280

歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

第 16 款 国 庫 支 出 金 (補正額 45,980 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国 庫 补 助 金	623,869	45,980	669,849		
	1 民生費国庫補助金	228,706	45,980	274,686		
					2 児 童 福 祉 費 補 助 金	45,980
	計	6,144,943	45,980	6,190,923		

第 17 款 都 支 出 金 (補正額 3,231 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
3	委 託 金	285,843	3,231	289,074		
	3 衛 生 費 委 託 金	27,658	3,231	30,889		
					1 保 健 衛 生 費 委 託 金	3,231
	計	6,168,860	3,231	6,172,091		

(単位：千円)

説明	
(子育て支援課)	45,980
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	45,980
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費補助金 (10／10)	38,750
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事務費補助金 (10／10)	7,230

第16款 国庫支出金

(単位：千円)

説明	
(健康課)	3,231
東京都出産応援事業事務費委託金 (10／10)	3,231

第17款 都支出金

歲出

第2款 総務費（補正額 3,655千円）

科 目		補正前額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳							
項	目				特 定 財 源				一般財源			
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他				
1	総 務 管 理 費	2,531,638	3,655	2,535,293	3,526	129	0	0	0			
	1 一 般 管 理 費	1,876,022	2,610	1,878,632	2,481	129	0	0	0			
					2,481	129	0	0	0			
	9 電 算 管 理 費	457,265	1,045	458,310	1,045	0	0	0	0			
					1,045	0	0	0	0			
	計	3,263,857	3,655	3,267,512	3,526	129	0	0	0			

(单位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,908	9 会計年度任用職員関係費（人事課） 2,610
3 職員手当	339	1 報酬 1,908
4 共済費	363	その他報酬 1,908 第1種会計年度任用職員報酬 1,908
		3 職員手当 339 期末手当（第1種会計年度任用職員） 220 期末手当（第2種会計年度任用職員） 119
		4 共済費 363 健康保険負担金 125 健康保険負担金 125 厚生年金負担金 203 厚生年金負担金 203 労働者災害補償保険等 35 労働者災害補償保険等 35
12 委託料	1,045	1 電算管理運営費（ICT推進課） 1,045
		12 委託料 1,045 システム開発委託 1,045

第3款 民生費（補正額 42,454千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳							
項	目				特 定 財 源				一般財源			
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他				
2	児童福祉費	9,236,652	42,454	9,279,106	42,454	0	0	0	0			
1	児童福祉総務費	490,073	2,530	492,603	2,530	0	0	0	0			
					2,530	0	0	0	0			
2	児童待遇費	8,328,153	39,924	8,368,077	39,924	0	0	0	0			
					39,924	0	0	0	0			
計		16,443,151	42,454	16,485,605	42,454	0	0	0	0			

(单位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当	2,530	1 人件費(人事課) 2,530 3 職員手当 2,530 時間外勤務手当 2,530
1 報酬	778	7 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 39,924 (子育て支援課)
10 需用費	305	1 報酬 778 その他の報酬 778 第2種会計年度任用職員報酬 778
1 消耗品費	300	10 需用費 305 ① 消耗品費 300 事務用 300
4 印刷製本費	5	④ 印刷製本費 5 封筒等印刷 5
11 役務費	91	11 役務費 91 手数料 24 支払金口座振替手数料 24
18 負担金補助及び交付金	38,750	通信運搬費 67 郵便料 67 18 負担金補助及び交付金 38,750 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 38,750 (ひとり親世帯分)

第4款 衛生費（補正額 3,102千円）

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,330	1 人件費（人事課） 390
3 職員手当	390	3 職員手当 390
10 需用費	290	2 一般事務費（健康課） 1,330
1 消耗品費	185	1 報酬 1,330
6 修繕料	105	その他報酬 1,330 第2種会計年度任用職員報酬（母子保健事業関係） 1,330
11 役務費	671	4 母子保健事業（健康課） 1,091
13 使用料及び賃借料	421	10 需用費 185 ① 消耗品費 185 事業用 185 11 役務費 485 通信運搬費 485 郵便料等 485 13 使用料及び賃借料 421 パソコン等賃借料 421
		8 管理運営費（健康課） 291
		10 需用費 105 ⑥ 修繕料 105 管理用 105 11 役務費 186 通信運搬費 186 電話料 186

給与費

一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与		
		報酬	給料	職員手当
補正後	[163] (17) 512	355,080	1,951,385	1,635,959
補正前	[162] (17) 512	353,172	1,951,385	1,632,819
比較	[1] (0) 0	1,908	0	3,140

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	46,914	309,332	59,367	38,771	6,584	141,983
補正前		46,914	309,332	59,367	38,771	6,584	139,063
比較		0	0	0	0	0	2,920

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。

なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明
報酬	1,908	低所得の子育て世帯生活支援 特別給付金支給事業に伴う増分	1,908
給料	0	-	0
職員手当	3,140	低所得の子育て世帯生活支援 特別給付金支給事業に伴う増分	2,750
		母子保健事業に伴う増分	390

明細書

(単位 千円)

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
3,942,424	755,733	4,698,157	
3,937,376	755,380	4,692,756	
5,048	353	5,401	

夜間勤務宿日直手当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
3,431	0	938,565	14,040	32,660	240	43,892
3,431	0	938,345	14,040	32,660	240	43,892
0	0	220	0	0	0	0

(単位 千円)

備 考	
月額報酬 通勤分	第1種会計年度任用職員 1人分
時間外勤務手当	/
期末手当	第1種会計年度任用職員 1人分
時間外勤務手当	